令和８年（フ）第９４６号
神戸市垂水区塩屋町字大谷638番地の11、従前の住所神戸市垂水区霞ケ丘６丁目５番13号
債務者　伊藤　真実
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１０号
兵庫県三田市加茂426番地１　103号
債務者　仲　　由華
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１１号
神戸市兵庫区菊水町６丁目１番20―301号
債務者　松本　伸二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３７号
神戸市兵庫区西橘通２丁目１番18―701号、従前の住所神戸市西区高雄台16番５号
債務者　岡田　彩佳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０５０号
神戸市兵庫区下祇園町36番１―102号
債務者　藤本　真美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３１号
岡山市南区福富西一丁目20番７号　村川コーポ１号
債務者　左達テル子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市御幸浜４番１号　横須賀教育隊第391期練習員、申立時の住所青森県むつ市大字城ヶ沢字中丁塚27番地235
債務者　久保田颯司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
青森市大字安田字近野35番地22
債務者　桑田　　樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３０号
青森県黒石市追子野木一丁目233番地17
債務者　豊巻　靖子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１８０６号
東京都東村山市富士見町２丁目３番地116レオパレス富士見Ⅱ305
債務者　岩田　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５４０号
神奈川県秦野市柳町２丁目５番31号
債務者　佐々木佳愛
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６１６号
神奈川県小田原市浜町１丁目１番17号　なごみの家浜町
債務者　杉崎　弥六（成年後見人　松浦　加代子）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６４号
島根県松江市黒田町50番地１　コーポ多賀栄202号
債務者　アスリードこと小脇　隆司
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４７号
山口県美祢市伊佐町伊佐4563番地
債務者　藤田　芳夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第１２８号
千葉県松戸市常盤平陣屋前１番地の９　ラズフィス新八柱505号
破産者　堀越　友広
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３３２号
千葉県松戸市西馬橋３丁目36番地の17
破産者　久松　美貴
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６９号
千葉県松戸市新松戸３丁目80番地の１　アルコバレーノ301号
破産者　根上　武志
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部